

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 北口寛人)

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率 50%
25%

それ以外の案分
案分の説明

カードご利用代金明細書

※3月10日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

カード名称	V: Visa, J: JCB	
会員番号	[REDACTED]	
金融機関	支店	[REDACTED]
口座番号	口座名義	[REDACTED]

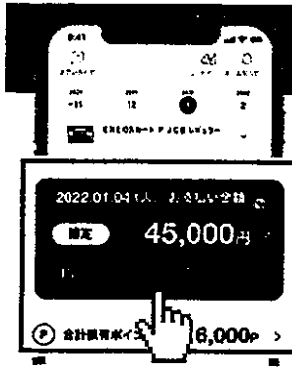
2023年3月15日 発行

裏面も開けてご確認ください。

お支払日	2023年4月3日
ご請求金額合計	29,154円

本カード契約以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。
左記ご指定口座よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前夜にご用意下さい。

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
	北口 寛人 様					
23 2 6	レギュラー		50.14	7722◎1回払 1	7622	DD大久保インターSS 値引100円
23 2 16	レギュラー		53.78	8175◎1回払 1	8068	DDセルフ大久保中央店 値引107円
23 2 22	レギュラー		41.87	6532◎1回払 1	6449	エクスプレス明姫SS 値引83円
23 2 27	レギュラー		46.80	7020◎1回払 1	6927	DD大久保インターSS 値引93円
23 3 5	ご利用代金明細書発行手数料			88 1回払 1	88	(内消費税等8円)
** 今回ご利用金額合計 **			29537			
** ご請求金額合計 **					29154	



毎月のお支払いやポイントを確認できる!

ENEOSカードアプリ **無料**

App Store Google Play より ENEOSカードアプリ



※アプリご利用時のパケット通信費は、別途お客さまのご負担となります。
※環境により動作に制約がある場合があります。※画像はイメージです。

ENEOSサービスステーションご利用分のポイント対象売上には☆☆を表示しています。

【注】印のご利用分をあとからリボ払いに変更できます。あとリボのお申込み履歴の確認や変更手続きは、ホームページが便利です。(一部ご利用いただけないカードがございます。)

00252602

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 北口寛人)

整理番号	使 途 項 目					
2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費</p> <p>本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p> <div data-bbox="542 750 805 1612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 北口ひろと事務所 様</p> <p>お客様番号 4610-0696-85447</p> <p>2023年 4月ご請求分 金額(円) ¥8,137 ¥9,897</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印 23.4.28 33374</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50% 25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td> <p>9,897 - 1,760 円 円 (対象外経費)</p> <p>案分率 = 8,137 円</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	<p>9,897 - 1,760 円 円 (対象外経費)</p> <p>案分率 = 8,137 円</p>
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	<p>9,897 - 1,760 円 円 (対象外経費)</p> <p>案分率 = 8,137 円</p>					

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3934-3401	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0696-85447)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 9,897 - 1,760 ----- 8,137	9,897	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)


(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目							
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1019 427 1061 752">共通案分率</td><td data-bbox="1061 427 1321 510">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1019 510 1061 752">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1061 510 1321 752">-</td></tr><tr><td data-bbox="1019 752 1061 1041">備考</td><td data-bbox="1061 752 1321 1041"></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	-	備考	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分 案分の説明	-							
備考								

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
4 月分		氏 名		[Redacted]			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1							
2							
3	月	12=00	15=00		2		
4							
5							
6	木	11	11		2		
7							
8							
9							
10	月	11	11		2		
11							
12							
13	木	11	11		2		
14							
15							
16							
17	月	11	11		2		
18							
19							
20	木	11	11		2		
21	金	11	11		2		
22							
23							
24	月	11	11		2		
25							
26							
27	木	11	11		2		
28	金	11	11		2		
29							
30							
計					(A) 20		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。
令和 5 年 4 月 28 日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [20000 円] × 案分率 [50 %] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

(添付様式8)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 元 年 6 月 11 日から 令和 5 年 4 月 30 日まで
雇用形態	パートタイム
就業場所	明石市二見町東二見 470-6 山陽ビル 3F 北口寛人事務所
仕事内容	・ 政務活動費集計・報告書作成 ・ 議会活動及び政務活動用資料作成補助作業
就業時間 (休憩時間)	1月あたり 20 時間勤務
休 日	
給与(賃金)	時給 1,000 円
給与支払	毎月分を 月末に支払い
給与振込先	現金払い
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
令和 元 年 6 月 11 日	
雇用者	兵庫県議会議員 北口寛人
被雇用者	[Redacted]
	印
	印

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年10月分)
(会派名 自民党)
(議員名 北口寛人)

整理番号 4	用途項目 調査研究費・研修費・会費・広報誌費・広報誌郵費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・旅費・事務費・人件費	共通案分率 50%	25%	それ以外の案分 案分の説明	備考
		案分率			

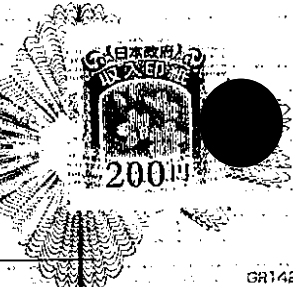
領収証 北口寛人事務所様 No. _____

金額 4766000

但 家賃 5月分
5年 4月 29日 上記正に領収いたしました

内訳	
税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	

湖石市二見町東二見470番地の6
大陽興産株式会社
 代表取締役 **北口 勝**
 登録番号



GR1420

平成27年6月11日

貸借契約証書



大陽興業株式会社
〒674-0092 明石市東二見470-6
電話 078-943-0068 FAX 078-943-0084



 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会

不動産賃貸借契約書 (店舗・事務所用)

賃貸借不動産の表示

集合建物	名 称	山陽ビル 3階					
	所在(住居表示)	明石市二見町東二見470-6					
	構造・築年数	鉄骨造 4階建の3階部分					
	号室・専有面積	95.15㎡					
戸建	所在(住居表示)	/					
	構造・築年数	造		築		階建 築年	
	床面積	1階	㎡	2階	㎡	階	㎡

契約期間及び使用目的

契約期間	平成27年6月11日から平成31年6月10日迄 4年間
使用目的	事務所
引渡し日	平成 年 月 日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金	/
礼金	/
	/

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条第1項・第2項に定める明渡し完了後 30日以内
------	--------------------------------

賃料・共益費等 (月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金64,800円也 (内消費税 金4,800円也)
共益費	込み
月額合計	金 64,800円也 (内消費税 金 4,800円也)

賃料・共益費等の支払い方法 (持参払い・振込払いどちらかに○をつけ、下記に記入のこと)

持参払い(場所)		
振込払い	フリガナ	タイヨウコウザンカブシキカイシャ
	口座名義人	大陽興産株式会社

特 約

[Empty box for special terms]

貸與人 [Redacted] (以下「貸主」という) と、賃借人 北口寛人事務所 (以下「借主」という) と、連帯保証人 [Redacted] との間に、表記賃貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(貸主)	[Redacted]	(所有者) (貸主と所有者が異なる場合委託契約書等添付のこと)	[Redacted]
住所	[Redacted]	住所	[Redacted]
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]
(借主)		(連帯保証人)	
住所	明石市二見町東二見470-6 山陽ビル3F	住所	[Redacted]
氏名	北口寛人 印	氏名	[Redacted] 実印
電話(携帯)	[Redacted]	TEL	[Redacted]

(管理者)

住所 明石市二見町東二見 470-6

商号(名称) 大陽興産株式会社 TEL 078-943-0068

(媒介業者) 免許番号 [] 知事・ [] 大臣 () 第 [] 号

事務所所在地 [Redacted]

商号(名称) [Redacted]

代表者氏名 [Redacted] 印

取引主任者 登録番号 () 第 [] 号

氏名 [Redacted] 印

(媒介業者) 免許番号 [] 知事・ [] 大臣 () 第 [] 号

事務所所在地 [Redacted]

商号(名称) [Redacted]

代表者氏名 [Redacted] 印

取引主任者 登録番号 () 第 [] 号

氏名 [Redacted] 印

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
- 2 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

保証金(敷金)

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料および共益費等

- 第3条 借主は、表記賃料および共益費・管理費等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
- 2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費・清掃費等は借主の負担とする。
- 3 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。
- (1) 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算する。
なお、この場合、1ヶ月を30日として計算する。
- (2) 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

- 第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当なときは賃料を改定することができる。

契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主協議のうえ更新することができる。
- 2 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその6ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月6ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。
- 3 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記保証金(敷金)を全額返還するものとする。

物件の管理および物件内への立入

- 第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
- 2 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
- 3 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要があるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

- 第7条 地震・台風・水害等の自然災害および貸主の責に帰すことのできない火災・設備故障等の事由により借主に生じた損害については、貸主はその責を負わないものとする。
- 2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
- 3 他の賃借人の行為によって借主に生じた損害に対しては事象の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。
- 4 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備・備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任担保特約付等)に加入するものとする。
- 5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
- (1) 本物件が、地震・台風・水害等の自然災害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
- (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

- 第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。
- 2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
- (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
- (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
- (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
- 3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

第9条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買または賃借物件の転貸をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部または全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。

2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

第10条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 賃料および共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払いを2ヶ月滞納したとき。なお、保証金(敷金)をもって賃料等に充当することはできない。
- (2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
- (3) 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
- (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
- (5) 借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
- (6) 借主またはその従業員等が、暴力団と目される組織に属し、もしくはこれに類するもの、あるいは関係したものであることが判明したとき。
- (7) 暴力団組事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- (8) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。

修繕費の負担

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。

2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替えおよび張替え等を含む)は借主の費用負担とする。

3 前1・2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

原状回復・損害賠償義務

第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の取去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。

2 借主が、明渡し日までに原状回復工事をしないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。

3 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれ等を任意に処分できるものとする。これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。

4 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えたとき、または借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえで、明渡さなければならない。

2 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、表記敷引を控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。

3 前項において、貸主は借主に延滞賃料・滞未払金等または損害賠償金等の債務があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。

4 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金その他、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。

変更の届出

第14条 借主は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更のあったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届出なければならない。

連帯保証

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約にもとづく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

合意管轄

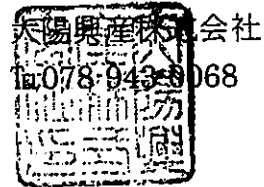
第16条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第17条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

令和元年9月1日

管理者



北口寛人事務所 様

消費税改正に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、消費税につきまして令和元年（2019年）10月1日からの消費税率を現行の8%から10%へ引き上げることが正式に決定されました。

これにともない下記のとおり御負担していただきたくお知らせいたします。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○令和元年10月分家賃（駐車料）入金分より

86,400 円 → 88,000 円 になります。

以上

誠に恐れ入りますが、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しく願いいたします。

大陽興産(株)

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 北口寛人)

整理 番号 5	用途項目 調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・広報誌費・印刷費・業務費・資料作成費・資料購入費・事務費・人件費	共通案分率 50%	専断案分率 25%	それ以外の案分 案分の説明	備考
		案分率			

領 収 証 北口寛人事務所様 No. _____

金額 ¥22000

但 来客用駐車場 5月分
5年 4月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	_____
消費税額(%)	_____
税抜金額	_____
消費税額(%)	_____

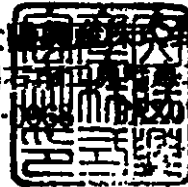
台布二見町東二見470番地の6
大陽興産株式会社
代表取締役 **北口 勝**

GR1420

平成27年6月11日

駐車場使用契約書

大田不動産株式会社
〒674-0092 明石市山崎町七見 470番地 6
電話 078-943-0083 078-943-0084



(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会

月極自動車駐車場賃貸借契約書

賃貸人 と賃借人 北口寛人事務所 との間に、次の通り賃貸借契約を締結する。

(目的物件)

第1条 賃貸人は所有する下記の月極自動車駐車場を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

所在地	<u>明石市二見町東二見 418-2</u>
目的	<u>来客用</u>
賃料	<u>月額 21,600 円 (2台)</u> (うち消費税 1,600 円也)

保証金 無

但し、無利息の約定。保証金を賃料に充当すること、若しくは賃借人の債務支払い、質権設定等に供することを禁ずる。

保証金は解約時無利息で返金するものとする。

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

(賃料)

- 第2条 1 賃借人は毎月末日までに翌月分を賃貸人に持参して支払うか賃貸人指定の方法にて支払う。振込料は借主負担とする。
- 2 解約時の1ヶ月未満の賃料は日割計算しない。

(賃貸借期間)

- 第3条 1 賃貸借期間は、平成27年6月11日より平成29年6月10日迄の満2年間とする。
- 2 契約期間満了後については、同一条件にてさらに2年間自動更新するものとする。

(賃借人の使用上の注意)

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常に充分空けて置き、他車の出入を妨げないこと。

第5条 賃借人は、賃貸人に無断で契約の車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は、絶対にしてはならない。

第6条 賃貸人又は、賃貸人の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、賃貸人は、何らの催告を要しないで、直ちに本件賃貸借契約を解除することができる。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法、其の他の法令等により、危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、其の他近隣の迷惑となるような行為を一切してはならない。

(損害の賠償)

第8条 賃借人の車に、駐車場で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても、賃貸人は賃借人に対し責任を負わないものとする。

第9条 賃借人又は、その代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場又は、その施設や、駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

契約の解除)

第10条 1 本契約を解除するときは、貸主は3ヶ月前に通告し、借主は1ヶ月前に書面にて予告し、期間満了と同時に明渡すこととする。

2 賃料を2ヶ月分滞納した時は貸主は直ちに本契約を解除することができる。

第11条 本件に関し紛争が生じた場合には、当事者は、関係法規並びに慣習に従い、道義的に解決することとする。

特約事項

.....
.....
.....
.....

記契約の証として、本契約書を 式 通作成し、各自署名捺印の上、各巻通を保有する。

平成 年 月 日

貸貸人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

貸借人 住所 明石市三見町東二見470-6
山陽ビル3F管
氏名 北口寛人 [Redacted]

仲介人 住所
氏名 [Redacted]

取引主任者 氏名 [Redacted]
登録番号